



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年10月28日(月)
(照会先)
宮城労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 加藤 明子
室長補佐 高須賀 左知
(電話) 022-299-8844

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

働き方改革が進む中で、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働削減の取組の中で、下請等中小事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更、人員派遣の要請等が、適正なコスト負担を伴わない形で行われるといった「しわ寄せ」が生じることが懸念されます。

また、工事の民間発注者による短い工期の設定や荷主の調整不足等による長時間の恒常的な荷待ち等の取引慣行に伴う「しわ寄せ」も生じているところ です。

このような大企業等における長時間労働削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」となり、中小事業者における働き方改革の妨げとなることは防止しなければなりません。

こうしたことを踏まえ、宮城労働局（局長 小宅 栄作）では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、以下の取組を集中的に実施するとともに、同月、「過労死等防止啓発月間」の一環として実施する「過重労働解消キャンペーン」を同時に展開します。

1 実施期間

令和6年11月1日（金）から11月30日（土）まで

2 実施事項

（1）あらゆる機会を通じた周知

説明会や集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消と併せ、「しわ寄せ」防止の取組に関する周知・啓発を行うとともに、リーフレット及びポスターを使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布する。

「しわ寄せ」防止の趣旨等について、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施

使用者団体、大企業等及び労働組合に対して、長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、協力要請を行う。

(3) 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供

ア 「しわ寄せ」相談・情報の提供

労働局雇用環境・均等室、同労働基準部監督課及び労働基準監督署において、「しわ寄せ」に関する相談に対応し、「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合は、東北経済産業局へ情報提供を行う。

イ 通報制度の的確な運用

労働基準法関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う。

そここのところ
よろしく
頼みますよ。

その無理な発注の
「しわ寄せ」で
取引先が途方に
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」
防止キャンペーン月間です。

STOP!
しわ寄せ

仕様変更？
この納期じゃ、
無理よ。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン